

特定非営利活動法人NPO夢バンク

個人情報取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人NPO夢バンク（以下、夢バンクとする）が有する個人情報の具体的な取扱いを定め、夢バンクの個人情報保護方針および個人情報等取扱要項（以下、「要項」という。）等に基づく適切な個人情報の保護・利用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この細則で用いる個人情報、個人情報データベース、個人データ、保有個人データ、本人、事務局長、役職員の定義は、要項に定めるところによる。

(個人情報データベースの取扱い)

第3条 個人情報保護にかかる個人情報データベースの取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 個人情報データベースは業務上必要な者のみが取り扱う。
- (2) 個人情報データベースの取扱いに際して本人同意が必要な場合は、その必要性について本人に説明したうえで取得する。

(機器および記録媒体)

第4条 個人情報を取り扱う機器および記録媒体は、夢バンクの管理する機器類を用いなければならない、職員の私物その他の機器類を用いてはならない。

(入退室管理等)

第5条 事務局長は、不法侵入・情報持出等を防止するため、管理する個人データの重要度や建物の構造等に応じた入退室管理を実施しなければならない。

(個人データの取扱いにかかる責任者)

第6条 事務局長は、取り扱う個人データの各管理段階における具体的取扱について、この細則に定める規定どおりの運用がなされているかを監督しなければならない。

- 2 事務局長は、個人データを取り扱う管理段階ごとに、個人データを取り扱う者（以下、取扱者という。）を定めなければならない。また、その取扱者以外の者が個人データを取り扱ってはならない。
- 3 事務局長は、個人データの取扱いを外部に委託する場合には、その委託先における個人

データの取扱状況等の監督を行わなければならない。

- 4 個人データの取扱いにかかる事項であってこの細則に定めのない事項については、取扱者の申請に基づき、事務局長がこれを承認して行う。
- 5 事務局長は、個人データの組織的安全管理措置および役職員の教育・研修に関する事項について見直しが必要な事項を把握したときは、個人情報保護管理者に報告するものとする。

(個人データの取得・入力段階の取扱い)

第7条 個人データとなるべき個人情報を取得し、コンピュータに入力する段階における取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 個人データとして取り扱う個人情報を本人または代理人から取得するときには、本人確認または代理人資格の確認を行う。
- (2) 個人データとなるべき個人情報が取得された場合には、取扱者は、すみやかに個人情報データベースへの追加を実施しなければならない。この場合において、取扱者は、入力が正確になされているかについて、確認を行わなければならない。
- (3) 取扱者は、その個人データの利用者の範囲・保管場所・期間等を確認し、個人データ取扱台帳の更新の有無を検討しなければならない。

(個人データの利用・加工段階の取扱い)

第8条 利用・加工段階における取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 取扱者は、その個人データの利用・加工があらかじめ特定された利用目的の範囲内であるかについて確認しなければならない。
- (2) 取扱者は、対象となる個人データが正しく特定されているかを確認しなければならない。

(個人データの保管・保存段階の取扱い)

第9条 保管・保存段階における取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 施錠可能な保管場所を設置する場合には、取扱者はその鍵管理を適切に行わなければならない。

(個人データを管理区域外へ持ち出す場合の取扱い)

第10条 個人データを管理区域外へ持ち出す場合の取扱いは、以下の通りとする。

- (1) 業務上やむをえず個人データを管理区域外へ持ち出す場合には、その持ち出す取扱者は、その都度、事務局長の承認を得て行わなければならない。ただし、業務上持ち出す目的が定型的であるものについては、事務局長は、事前にその目的と個人データの範囲を定めて包括的な承認を与えることができる。この場合は、持ち出した個人データの

件数、種類等について事務局長に定期的に報告しなければならない。

- (2) 個人データの管理区域外への持ち出し状況については、別途台帳を設け管理する。
- (3) 管理区域外へ持ち出す個人データは、持ち出す際ならびに持ち帰った際に取扱者の上位者がこれを照合・確認し、台帳にて管理を行わなければならない。
- (4) 個人データを管理区域外に持ち出す取扱者は、常にこれを身の回りに携帯し、車内等への放置は絶対に行わない。また、自宅への持ち帰りも行わない。
- (5) 個人データを取り扱う機器の持ち出しについては、これに準じて取り扱う。

(個人データの移送・送信時の取扱い)

第 11 条 移送・送信段階における取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 個人データを F A X ・郵送・電子メールにて送信する場合は、誤送信の防止および紛失防止の観点から、複数人による作業の確認を実施しなければならない。
- (2) 電子ファイルによる個人データの移送・送信を行う場合には、不正使用、改ざん、紛失等を防止するため、ファイルの暗号化その他の方法によるセキュリティ対策を実施する。
- (3) 個人データの移送・送信については、別途台帳を設け管理する。

(個人データの消去・廃棄時の取扱い)

第 12 条 消去・廃棄時における取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 紙媒体を廃棄する場合は、シュレッダー等による記載内容が識別不能までの裁断、または外部の焼却場での焼却または溶解処分を実施する。
- (2) 記録媒体を消去・廃棄する場合は、適切なデータ消去ツールを使用したデータの完全消去、消磁気または裁断等による消去・破壊を実施する。
- (3) 機器類を破棄する場合およびリース契約期限切れに伴いリース会社へ機器類を返却する場合には、前号に準じ、機器内の記録媒体上の個人データの消去処理を実施する。
- (4) 消去・廃棄する個人データの特定にあたっては、誤消去・誤廃棄を防止する観点から、複数人による確認を実施する。
- (5) 個人データの消去・廃棄については、別途台帳を設け管理する。

(個人データ保護に関する委託先選定の基準)

第 13 条 個人データの取扱いの委託先の選定にあたっては、その個人データの内容および個人データが漏えい、滅失又は棄損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託先における以下の事項をふまえて検討する。

- (1) 個人データの安全管理にかかる基本方針・取扱規程等の整備状況
- (2) 個人データの取扱状況の点検および監査にかかる規程の整備状況
- (3) その他個人データの安全管理措置にかかる整備状況

- (4) 再委託先に対する委託先による監督の体制
- (5) 個人データの安全管理上の実績および信頼性
- (6) 漏えい等問題発生時対応のための体制整備
- (7) 経営の健全性

(委託先における個人データの取扱状況の確認・監督)

第 14 条 委託先における個人データの取扱状況にかかる確認は、その個人データの内容および個人データが漏えい、滅失又は棄損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、以下の事項について行う。また、当該契約内容が遵守されていない場合には、委託先が当該契約内容を遵守するよう監督しなければならない。

- (1) 委託先における個人データの安全管理にかかる基本方針・取扱規程等の遵守状況
- (2) 委託業務に関する管理者および個人データの取扱者の明確化および限定の状況
- (3) 委託業務における個人データの取扱の運用状況等
- (4) 再委託先の監督方法および再委託先における状況
- (5) その他委託契約内容の遵守状況

(保有個人データ開示の手数料)

第 15 条 要項第 23 条に定める個人保有データの開示請求の手数料は、1 データにつき 1,000 円とする。

(ダイレクトメールの発送停止等)

第 16 条 要項第 25 条に定める保有個人データにかかる利用停止等の請求に関して、夢バンクが行うダイレクトメールや電話による商品案内等について、本人または代理人の方から利用停止の請求があった場合には、自主的にこの目的での利用停止を行うこととする。

- 2 前項の申請があった場合の本人または代理人資格の確認方法、利用停止の方法および対応記録の作成については、要領第 25 条 2 の手続に準じて行う。

(細則の改廃)

第 17 条 この細則の改廃は、個人情報保護管理者が行う。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 26 日から実施する。

以上